

加古川市被災建築物応急危険度判定要綱

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる2次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その迅速かつ的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱に於いて、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

1 被災建築物応急危険度判定(以下「危険度判定」という。)

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる2次災害を防止し、市民の安全を確保するため、建築物等の被害の状況を調査し、余震等による2次災害発生の危険度を判定し、その結果の表示等を行うことをいう。

2 被災建築物応急危険度判定士(以下「判定士」という。)

前項の危険度判定業務に従事する者として、兵庫県被災建築物応急危険度判定士認定要綱(以下「判定士認定要綱」という。)に基づき兵庫県知事が認定した者をいう。

3 応急危険度判定コーディネーター(以下「判定コーディネーター」という。)

危険度判定の実施にあたり、判定実施本部、判定拠点、支援本部及び災害対策本部に於いて連絡調整にあたる県市町職員及び判定業務に精通した建築関係団体に所属する者をいう。

第3 震前対策

1 体制整備

(1) 市は兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会及び、東播磨地域協議会に参画し、県及び他市町と協力しながら、市内の危険度判定実施体制の整備をはかる。

(2) 判定士の養成

市は、危険度判定に必要な技術習得のために講習会への参加を市内の判定士に促す。

判定士に不足が生じた場合は、県が行う判定士補充に協力する。

(3) 判定コーディネーターの養成

市は、判定コーディネーターとして必要な知識を得るための講習会に市職員及び地元判定士に参加を促し、判定コーディネーター認定要綱に基づき、市内に必要な数の判定コーディネーターの養成に協力する。

(4) 判定士等連絡体制の整備

市は建築関係団体の協力を得ながら、所属する地域協議会内の民間判定士の連絡体制の整備に協力する。

2 災害予測

- (1) 市は、被災後の迅速な対応を確保するために、震前に災害予測を行う。
- (2) 市は、災害予測を基に、応急危険度判定の実施に必要な事項に係る震前対策を行う。
- (3) 市は、他市町と災害予測に必要な情報交換、各市町の災害予測の把握に努める。
- (4) その他災害予測に関する事項は加古川市地域防災計画に定める。

3 判定実施

- (1) 市は、県から提示を受けた判定実施のためにマニュアル等を活用し判定実施本部の設置等を行う。
- (2) 県及び市町は、兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会の場に於いて、以下の事項を協議する。
 - ①判定実施のためのマニュアルに関する事項
 - ②判定実施方法、判定結果表示方法に関する事項
 - ③判定資機材の調達、備蓄に関する事項
 - ④その他判定実施に必要な事項

4 地域防災計画等

市は、兵庫県地域防災計画に定められた応急危険度判定に関して市が定めるべきことを記載する。

第4 市による応急危険度判定の実施

- 1 市長は、その区域に於いて地震により、多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、知事及び建築関係団体等に対して、必要な応援を求めることができる。

第5 その他

- 1 市長は、危険度判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置、その他所要の必要措置を講じるものとする。
- 2 兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会及び、東播磨地域協議会は、この要綱の目的を達成するために、必要な連絡調整に努めるものとする。
- 3 その他、この要綱に定めのない事項については、加古川市地域防災計画に定める。

附 則

この要綱は平成 11 年 6 月 1 日より施行する。